

家庭的保育事業等 指導監査基準

令和7年6月
藤沢市子ども青少年部子ども総務課

指導監査基準中の評価区分

評価区分	基 準	指導方法
A (文書指摘)	法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反がある、又は、前年度に口頭指摘を受けた事項に対して改善の取組がなされていない場合。	指摘事項に対して速やかに改善措置を講じるよう指導し、通知した日から60日以内に改善内容の報告と関係書類の提出をするよう求める。
B (口頭指摘)	法令等に対する違反であって軽微なものがある場合。	指摘事項に対して速やかに改善措置を講じるよう指導する。なお、改善内容の報告は求めない。
— (助言事項)	法令等に対する違反ではないが、保育の内容及び質等の向上のために改善されることが望ましいものがある場合。	助言事項に対して改善措置を講じるよう指導する。なお、改善内容の報告は求めない。

目次

1 施設の安全・衛生管理 p. 1 (1) 施設・設備 (2) 認可変更 (3) 認可関係書類 (4) 安全管理 (5) 衛生管理 (6) 設備の兼用	(8) 健康診断（雇入時） (9) 健康診断（定期健康診断） (10) 職員研修 5 防火管理 p. 3 (1) 防火管理者 (2) 設備・計画・訓練 6 帳簿の整備 p. 3 (1) 職員・財産・収支に関する帳簿 (2) 利用乳幼児の処遇に関する帳簿	(3) 虐待等と疑われる事案 (4) 暴行・体罰・暴言 わいせつな行為等 11 子どもの健康 p. 5 (1) 保健計画 (2) 健康状態の把握 (3) 健康診断 （入所時及び定期健康診断） (4) 感染症等 (5) 医薬品等 (6) 与薬 (7) 乳幼児突然死症候群（SIDS）	13 保護者・関係機関との連携 p. 8 (1) 保護者 (2) 地域社会 (3) 連携 (4) 虐待 14 食事の提供 p. 9 (1) 食育計画 (2) 調理方法等 (3) 衛生管理 (4) 献立 (5) 食物アレルギー (6) 検食・検査用保存食 (7) 検便
2 事業所全体の運営 p. 1 (1) 重要事項の規程 (2) 開所日 (3) 土曜保育 (4) 開所時間 (5) 保育時間 (6) 運営委員会	7 秘密保持 p. 3 (1) 秘密の漏洩 (2) 漏洩対策 (3) 個人情報管理 8 苦情解決体制 p. 4 (1) 苦情解決体制	12 子どもの安全 p. 7 (1) 安全計画 (2) 所在確認 (3) ブザー等装置 (4) 事故防止 (5) 連絡体制 (6) 園外保育 (7) 再発防止 (8) 情報共有 (9) 安全指導 (10) 不審者等対策	
3 職員の適正配置 p. 2 (1) 職員の配置（勤務） (2) 職員の配置	9 保育の計画及び自己評価 p. 4 (1) 全体的な計画 (2) 指導計画 (3) 障がいのある子どもの保育 (4) 保育士等の自己評価 (5) 事業所の自己評価		
4 職員処遇 p. 2 (1) 就業規則 (2) 給与規程 (3) 休日（時間外） (4) 社会保険等 (5) 労働条件 (6) 勤務割振表 (7) 衛生推進者	10 保育の状況 p. 5 (1) 人権 (2) 性差・個人差		

関係法令等一覧 ※本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月25日 条例第14号）	基準条例
2	藤沢市家庭的保育事業の認可に係る審査基準	家庭的保育認可基準
3	藤沢市小規模保育事業の認可に係る審査基準	小規模保育認可基準
4	児童福祉法（昭和23年3月31日 厚生省令第11号）	児童福祉法
5	児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日 厚生省令第11号）	児童福祉法施行規則
6	保育所保育指針（平成20年3月28日 厚生労働省告示第141号）	保育所保育指針
7	大量調理施設衛生管理マニュアル（平成28年10月6日 生食発第1006第1号）	調理マニュアル
8	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日 雇児発第1130001号）	個人情報ガイドライン
9	児童福祉施設における衛生管理の改善充実及び食中毒の発生の予防について（平成9年6月30日 児企第16号）	児企第16号
10	保育所における感染症対策ガイドライン（2012年改訂版）	感染症対策ガイドライン
11	保育所、幼稚園等における与薬ガイドライン	与薬ガイドライン
12	藤沢市食物アレルギー対応運用手引き	アレルギー対応手引き
13	労働基準法（昭和22年4月7日 法律第49号）	労働基準法
14	労働安全衛生法（昭和47年6月8日 法律第57号）	労働安全衛生法
15	健康保険法（大正11年4月22日 法律第70号）	健康保険法
16	厚生年金保険法（昭和29年5月19日 法律第115号）	厚生年金保険法
17	雇用保険法（昭和49年12月28日 法律第116号）	雇用保険法
18	労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日 法律第50号）	労働者災害補償保険法
19	消防法（昭和23年7月24日 法律第186号）	消防法
20	学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日 文部省令第18号）	学校保健安全法施行規則

No.	関係法令及び通知等	略 称
21	関税暫定措置法施行令（昭和35年3月31日 政令第69号）	関税暫定措置法施行令
22	保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日 厚生労働省子ども家庭局保育課 事務連絡）	安全計画に関する留意事項について
23	昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（令和5年5月12日 こ成保44）	不適切な保育の対策について
24	労働安全衛生規則（昭和47年 労働省令第32号）	労働安全衛生規則
25	個人情報の保護に関する法律（平成15年 法律第57号）	個人情報保護法
26	保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）	虐待等ガイドライン
27	保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について（令和3年8月25日 厚生労働省子ども家庭局総務課 事務連絡）	安全管理の徹底について
28	保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（令和4年12月26日 厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）	インクルーシブ保育に関する留意事項について
29	「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について（通知）（令和2年2月14日 子保発第1号）」	保育士配置の考え方について
30	家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日 雇児発第6号）	家庭的保育事業等の認可等について
31	地域型保育事業に係る嘱託医業務における指針（平成27年4月1日）	嘱託医業務における指針
32	藤沢市小規模保育事業A型における保育士配置基準の考え方	藤沢市配置基準の考え方
33	保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について（令和4年11月30日 厚生労働省子ども家庭局保育課）	看護師等の配置特例に関する留意事項について
34	保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）（令和5年4月21日 こ成保育21）	常勤保育士等の定義について
35	保育所等における短時間勤務の保育士の取り扱いについて（子発0319第1号こ成保21）	短時間勤務の保育士の取り扱いについて
36	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）	苦情解決の仕組みについて
37	保育所入所時の児童の健康診断について（平成17年8月15日付 神奈川県保健福祉部子ども家庭課長）	入所時の健康診断について
38	保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月 厚生労働省）	食事提供ガイドライン
39	楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～（平成16年3月29日 雇児保発第0329001号）	食育に関する指針
40	市内認可施設における感染症罹患後の登園再開の際の医師意見書等の取扱いについて（令和4年12月13日付け事務連絡 藤沢市保育課）	藤沢市保育課事務連絡
41	水道法（昭和32年 法律第177号）	水道法
42	水道法施行規則（昭和32年 厚生省令第45号）	水道法施行規則
43	学校保健安全法（昭和33年 法律第56号）	学校保健安全法

令和 7 年度家庭的保育事業等指導監査基準			
観 点	判断基準	評 価 区 分	関係法令等
1 施設の安全・衛生管理			
(1) 施設・設備が基準を満たしているか。	☐ 施設・設備が基準を満たしていない。	A	・基準条例第 4 条、第 5 条、第 10 条、第 14 条、第 22 条、第 28 条 ・家庭的保育認可基準第 9 条 ・小規模保育認可基準第 11 条、第 12 条 ・児童福祉法施行規則第 36 条の 3 第 3 項 ・保育所保育指針第 3 章 ・児企第 16 号 ・調理マニュアル ・労働安全衛生規則第 619 条 ・インクルーシブ保育に関する留意事項について ・水道法 ・水道法施行規則
(2) 認可内容と現状に差異が無い又は変更時に必要な手続を行っているか。	☐ 認可内容と現状に差異がある又は変更時に必要な手続を行っていない。	B	
(3) 認可内容及び変更内容が確認できるよう認可関係書類が適切に保管されているか。	☐ 認可関係書類が適切に保管されていない。	B	
(4) 施設・設備が安全に生活できるよう配慮されているか。	☐ 施設・設備の安全に配慮していない。	A	
(5) 施設・設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。	☐ 施設・設備の安全配慮が不十分である。	B	
(6) 保育室及び各事業所に特有の設備を兼用していないか。	☐ 施設・設備、食器等又は飲用に供する水の衛生管理に努めていない。	A	
	☐ 施設・設備、食器等又は飲用に供する水の衛生管理が不十分である。	B	
	☐ 保育室及び各事業所に特有の設備を兼用している。	A	
2 事業所全体の運営			
(1) 事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	☐ 重要事項に関する規程を定めていない。	A	・基準条例第 18 条、第 24 条、第 30 条 ・家庭的保育認可基準第 4 条、第 11 条 ・小規模保育認可基準第 4 条第 9 条 ・保育所保育指針第 3 章 2 ・保育士配置の考え方について ・家庭的保育事業等の認可等について
(2) 開所すべき日に休所又は一部休所していないか。	☐ 重要事項に関する規程が不十分又は不適切である。	B	
(3) 家庭的保育事業を除き、土曜保育について、利用希望があるにも関わらず事業者の判断で休所していないか。	☐ 開所すべき日に休所又は一部休所している。	A	
(4) 事業所における開所時間は、1 日につき 11 時間を原則とし、保護者の労働時間その他家族の状況等を考慮し事業者が定めているか。	☐ 家庭的保育事業を除き、土曜保育について、利用希望があるにも関わらず事業者の判断で休所している。	A	
(5) 事業所における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家族の状況等を考慮して事業者が定めている。	☐ 事業所における開所時間を保護者の労働時間その他家族の状況等を考慮して定めていない。	A	
(6) 家庭的保育事業等の設置者が社会福祉法人・学校法人以外の場合、運営委員会を設置し、適切に運営しているか。	☐ 事業所における保育時間を地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家族の状況等を考慮して定めていない。	A	
	☐ 家庭的保育事業等の設置者が社会福祉法人・学校法人以外の場合、運営委員会を設置し、適切に運営していない。	B	

令和7年度家庭的保育事業等指導監査基準			
観 点	判断基準	評 価 区 分	関係法令等
3 職員の適正配置			
(1) 職員の配置（勤務）状況が基準を満たしているか。 (2) 嘱託医及び調理員を置いているか。 ※詳細は「藤沢市小規模保育事業A型における保育士配置基準の考え方」を参照	☐ 職員の配置（勤務）状況が基準を満たしていない。 ☐ 嘱託医及び調理員を置いていない。	A A	・基準条例第8条、第23条、第29条 ・家庭的保育認可基準第10条 ・小規模保育認可基準第13条 ・自治体向けFAQ（No. 242） ・嘱託医業務における指針 ・藤沢市配置基準の考え方 ・看護師等の配置特例に関する留意事項について ・常勤保育士等の定義について ・短時間勤務の保育士の取り扱いについて
4 職員処遇			
(1) 職員数10人以上の事業所において、就業規則を適切に整備しているか。 (2) 職員数10人以上の事業所において、給与規程（就業規則の一部）を適切に整備しているか。 (3) 休日（時間外）の勤務実績に応じて、割増賃金が適切に支払われているか。 (4) 常時使用する職員が5人以上の事業所及び法人が設置する事業所において、社会保険に加入しているか。 (5) 職員の採用時に労働条件を明示しているか。 (6) 職員の勤務割振表が作成されているか。 (7) 職員数10人以上50人未満の事業所において、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させているか。 (8) 常時使用する職員に対する雇入時健康診断適切に実施及び記録されているか。 (9) 定期健診が適切に実施及び記録されているか。 (10) 職員に対して、その資質向上のための研修の機会が確保されているか。	☐ 就業規則を作成していない。 ☐ 就業規則の内容が不十分又は不適切である。 ☐ 給与規程を作成していない。 ☐ 給与規程の内容が不十分又は不適切である。 ☐ 休日（時間外）の割増賃金を適切に支払っていない。 ☐ 社会保険に加入していない。 ☐ 社会保険に一部加入していない。 ☐ 職員の採用時に労働条件通知書等を交付していない。 ☐ 労働条件通知書等の内容が不十分又は不適切である。 ☐ 勤務割振表を作成していない。 ☐ 衛生推進者を選任していない。 ☐ 雇入時健康診断を実施していない。 ☐ 雇入時健康診断の実施又は記録が不十分又は不適切である。 ☐ 定期健康診断を実施していない。 ☐ 定期健康診断の実施又は記録が不十分又は不適切である。 ☐ 研修を実施していない。 ☐ 研修の実施又は記録が不十分である。 ☐ 研修計画を立てていない。 ☐ 研修計画の内容が不十分である。	A B A B A A B A B B B A B A B A B A B	・基準条例第9条 ・労働基準法第15条、第37条、第89条 ・労働安全衛生法第12条の2、第66条 ・労働安全衛生規則第12条、第43条、第44条 ・健康保険法 ・厚生年金保険法 ・雇用保険法 ・労働者災害補償保険法 ・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則

令和 7 年度家庭的保育事業等指導監査基準			
観 点	判断基準	評 価 区 分	関係法令等
5 防火管理			
(1) 防火管理者の選任が必要な施設において、防火管理者の選任及び届出を行っているか。	☐ 防火管理者を選任していない。 ☐ 防火管理者の届出を行っていない。	A B	・ 基準条例第 7 条、第 2 2 条、 第 2 8 条 ・ 消防法第 8 条 ・ 保育所保育指針第 3 章
(2) 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な 設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めているか。	☐ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けていない。	A	
	☐ 非常災害に必要な設備に不備がある。	B	
	☐ 消防計画を作成していない。	A	
	☐ 消防計画の内容が不十分又は不適切である。	B	
	☐ 避難訓練及び消火訓練を実施していない。	A	
	☐ 避難訓練及び消火訓練を月 1 回以上実施していない。	B	
	☐ 災害発生時の保護者との連絡体制や引渡し方法等を整理していない。	A	
	☐ 指定緊急避難場所への避難経路等を職員に周知していない。	B	
6 帳簿の整備			
(1) 事業所ごとに、職員の財産、収支に関する帳簿を適切に整備しているか。 ※財産、収支について詳細は「藤沢市家庭的保育事業等における会計・経理の考え方」を参照	☐ 職員に関する帳簿（労働者名簿、履歴書、出勤簿、資格証明書、賃金台帳等）を整備していない。 ☐ 職員に関する帳簿に不備がある。 ☐ 財産、収支に関する帳簿（貸借対照表、損益計算書、収支計算書、収支予算書等）を整備していない。	A B A	・ 基準条例第 1 9 条 ・ 労働基準法第 1 0 7 条、 第 1 0 8 条、第 1 0 9 条
(2) 事業所ごとに、利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を適切に整備しているか。	☐ 財産、収支に関する帳簿に不備がある。	B	
	☐ 利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿（出欠簿、児童票、保育日誌等）を整備していない。	A	
	☐ 利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿に不備がある。	B	
7 秘密保持			
(1) 職員及び退職者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	☐ 職員及び退職者による利用乳幼児又はその家族の重大な秘密の漏洩がある。	A	・ 基準条例第 2 0 条 ・ 個人情報の保護に関する法律 ・ 個人情報ガイドライン
(2) 職員及び退職者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	☐ 職員及び退職者に対し、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	B	
(3) 個人情報の管理が適切に行われているか。	☐ 個人情報の管理が不適切である。	B	

令和 7 年度家庭的保育事業等指導監査基準			
観 点	判断基準	評 価 区 分	関係法令等
8 苦情解決体制			
(1) 利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	☐ 苦情解決体制が整備されていない。 ☐ 苦情解決体制に関する規程を作成していない。 ☐ 苦情解決に係る第三者委員を選任していない。 ☐ 苦情解決に係る第三者委員が保護者等から直接苦情を受け付ける体制が整備されていない。 ☐ 苦情解決に係る第三者委員の氏名及び連絡先を保護者等へ周知していない。 ☐ 苦情の内容及び対応結果を記録していない。	A B A B B B	・ 基準条例第 2 1 条 ・ 家庭的保育認可基準第 8 条 ・ 小規模保育認可基準第 8 条 ・ 苦情解決の仕組みについて
9 保育の計画及び自己評価			
(1) 全体的な計画について、事業所の方針や目標に基づき、子どもの生活や発達の連続性に留意した保育のねらいや内容が総合的に展開されるよう編成されているか。 ※財産、収支について詳細は「藤沢市家庭的保育事業等における会計・経理の考え方」を参照	☐ 全体的な計画を編成していない。 ☐ 全体的な計画の内容が不十分である。	A B	・ 基準条例第 5 条、第 2 5 条 ・ 保育所保育指針第 1 章、第 2 章、第 6 章
(2) 指導計画について、全体的な計画に基づき、子どもの発達過程や日々の生活等に応じた長期的（年、期又は月）及び短期的（週又は日）な指導計画を作成しているか。	☐ 全体的な計画に基づいた指導計画を作成していない。 ☐ 短期的な指導計画は作成しているが、長期的な指導計画を作成していない。 ☐ 長期的な指導計画は作成しているが、短期的な指導計画を作成していない。 ☐ 指導計画の内容が不十分である。	A B B B	
(3) 障がいのある子どもについて、家庭や関係機関と連携し、他の子どもと共に成長できるよう、個別に指導計画を作成するなど、必要な対応をとっているか。	☐ 障がいのある子どもの保育について、個別に指導計画を作成するなど、適切な支援に努めていない。 ☐ 障がいのある子どもの保育について、家庭や関係機関との連携が不十分である。	B B	
(4) 保育士等が、保育の計画や記録をとおして保育実践を振り返り、自己評価をとおして専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。	☐ 保育士等による保育の内容等の自己評価が行われていない。 ☐ 保育士等による保育の内容等の自己評価及び改善の記録が適切に行われていない。	A B	
(5) 事業所が、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該事業所の保育の内容等について自ら評価を行い、結果を公表しているか。	☐ 事業所による保育の内容等の自己評価が行われていない。 ☐ 事業所による保育の内容等の自己評価の結果が公表されていない。 ☐ 事業所による保育の内容等の自己評価及び改善の記録が適切に行われていない。	A B B	

令和7年度家庭的保育事業等指導監査基準			
観 点	判断基準	評 価 区 分	関係法令等
1 0 保育の状況			
(1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して平等な保育を行っているか。	☐ 子どもに対して差別的な対応を行っている。 ☐ 子どもの人格を尊重した運営を行っていない。	A A	・基準条例第5条、第11条、 第12条 ・保育所保育指針第1章、第2章 ・虐待等ガイドライン
(2) 子どもの性差や個人差に留意しつつ、性別等による固定観念をもたせることのないよう配慮しているか。	☐ 子どもの性差や個人差に配慮した運営を行っていない。 ☐ 子どもに性別等による固定観念をもたせないよう配慮した運営を行っていない。	B B	
(3) 虐待等と疑われる事案（不適切な保育）の定義を理解し、未然防止と発生時の対応について整理しているか。	☐ 虐待等と疑われる事案（不適切な保育）の定義を理解していない。	A	
	☐ 虐待等と疑われる事案の未然防止に努めていない。	B	
	☐ 虐待等と疑われる事案の発生時の対応の整理をしていない。	B	
(4) 暴行、体罰、暴言及びわいせつな行為等、子どもの心身の健康に有害な影響を与える行為をしていないか。	☐ 暴行、体罰、暴言及びわいせつな行為等、子どもの心身の健康に有害な影響を与える行為をしている。	A	
1 1 子どもの健康			
(1) 保健計画を作成し、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進に努めているか。	☐ 保健計画を作成していない。 ☐ 保健計画の内容が不十分又は不適切である。	A B	・基準条例第14条、第17条 ・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則 ・保育所保育指針第3章 ・与薬ガイドライン ・感染症対策ガイドライン ・児企第16号 ・入所時の健康診断について ・藤沢市保育課事務連絡
(2) 登所時に保護者等から健康状態等について引継ぎを受け、その日の健康状態に応じた保育内容としているか。	☐ 登所時に健康状態等について引継ぎを受けていない。 ☐ その日の健康状態に応じた保育内容としていない。	A B	
(3) 子どもの健康診断について、入所時及び年2回の定期健康診断の実施及び記録が適切に行われているか。	☐ 入所時健康診断の実施又は記録をしていない。	A	
	☐ 入所時健康診断の実施又は記録が、不十分又は不適切である。	B	
	☐ 定期健康診断の実施又は記録をしていない。	A	
	☐ 定期健康診断の実施又は記録が、不十分又は不適切である。	B	

令和7年度家庭的保育事業等指導監査基準			
観 点	判断基準	評 価 区 分	関係法令等
(4) 感染症、食中毒及びその他の疾病の発生予防並びにまん延防止に努めているか。 (5) 必要な医薬品その他の医療品を備え、必要な管理を適切に行っているか。 (6) 溶れん菌感染症、熱性けいれん等に対する薬を保護者から預かって与薬を行う場合、与薬ガイドラインの内容を参考に、医師からの指示書及び保護者からの依頼書等を提出させ、与薬時チェック表等による事故防止措置を講じ、預かった薬を適切に管理しているか。 (7) 乳幼児突然死症候群（以下「SIDS」という。）による事故防止に必要な措置を講じているか、また、SIDS発症時の対応について職員に周知されているか。	☐ 感染症、食中毒及びその他の疾病の発生予防並びにまん延防止に努めていない。	A	
	☐ 子どもの予防接種暦や感染症の罹患暦を個別に記録していない。	B	
	☐ 感染症を媒介する可能性のあるもの（手拭、タオル等）を共有している。	A	
	☐ 感染症の発生状況について保護者等への周知と注意喚起をしていない。	B	
	☐ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施するよう努めていない。	B	
	☐ 必要な医薬品等を常備し、適切な管理を行っていない。	B	
	☐ 指示書及び依頼書等に基づかずに与薬を行っている又は薬を預かっている。	A	
	☐ 与薬時チェック表等による事故防止策を講じていない。	A	
	☐ 指示書及び依頼書等に基づいて預かった薬を適切に管理していない。	A	
	☐ SIDSによる事故防止のための睡眠時確認（呼吸、姿勢、温度・湿度）及び記録を行っていない。	A	
	☐ 睡眠時確認及び記録の内容が不十分又は不適切である。	B	
	☐ 適切な寝具選び、受動喫煙防止、出生時体重の把握、健康状態に応じた対応等、SIDSの発生防止に配慮していない。	A	
	☐ SIDS発生時の対応を職員に周知していない。	A	

令和7年度家庭的保育事業等指導監査基準			
観 点	判断基準	評 価 区 分	関係法令等
1 2 子どもの安全			
(1) 児童の安全の確保に関する計画を策定し、措置を講ずるとともに、職員に対する周知、研修、訓練等を定期的の実施しているか。	☐ 安全計画を策定していない。 ☐ 安全計画の内容が不十分である。 ☐ 安全計画の内容に、施設の設備の安全点検に関すること、職員や児童の保育施設内での保育時や散歩等の園外活動に関すること、職員への研修や訓練に関する内容を含んでいない。 ☐ 安全計画の内容が職員に周知されていない。 ☐ 安全計画に基づく取り組みの内容を保護者に対して周知していない。 ☐ 安全計画の定期的な見直しを行っていない。 ☐ 安全計画に基づく取り組みに関する年間スケジュールを策定していない。 ☐ 連絡なく欠席した子どもについて、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底していない。	A B B B B	・基準条例第5条、第7条の2、第7条の3 ・保育所保育指針第3章 ・安全計画に関する留意事項について ・安全管理の徹底について
(2) 自動車を運行するときは、点呼等の利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法により所在を確認しているか。	☐ 自動車を運行するときに、点呼等の利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法により所在を確認していない。	A	
(3) 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは当該自動車にブザーその他の装置を備えているか。	☐ 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行しているが、当該自動車にブザーその他の装置を備えていない。	A	
(4) 事故防止対策（事故対応を含む。）について、マニュアルが整備され、職員に周知されているか。	☐ 事故防止対策マニュアルが整備されていない。 ☐ 事故防止対策マニュアルの内容が不十分又は不適切である。 ☐ 事故防止対策マニュアルの内容が職員に周知されていない。	A B B	
(5) 事故発生時に速やかに医療機関等で受診できる体制及び保護者への連絡体制が整備され、職員に周知されているか。	☐ 事故発生時に速やかに医療機関等で受診できる体制及び保護者への連絡体制が整備され、職員に周知されていない。	A B	
(6) 園外活動時における園児の見落とし等の発生防止策を講じているか。	☐ 園外活動時における園児の見落とし等の発生防止策を講じていない。	B	
(7) 事故及びヒヤリハットに対し、事例検証の上、再発防止策を講じているか。	☐ 事故及びヒヤリハットに対し、事例検証の機会を確保せず、再発防止策を講じていない。	B	
(8) 事故及びヒヤリハットの発生経過及び再発防止策について適切に記録するとともに、職員間で情報共有を図っているか。	☐ 事故及びヒヤリハットの発生経過及び再発防止策について適切に記録していない。 ☐ 事故及びヒヤリハット事例について、職員間で情報共有を図っていない。	B B	
(9) 家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行っているか。	☐ 家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行っているか。	B	

令和 7 年度家庭的保育事業等指導監査基準			
観 点	判断基準	評 価 区 分	関係法令等
(10) 事業所内への不審者侵入防止及び侵入時の対応、外出時の安全確保、事業所近隣において事件及び不審者情報があつた際の対応等についてマニュアルを整備し、必要な措置を講じているか。	☐ 危機管理対策マニュアルが整備されていない。 ☐ 危機管理対策マニュアルの内容が不十分又は不適切である。 ☐ 不審者の侵入防止策が講じられていない。 ☐ 不審者の侵入防止策が不十分又は不適切である。 ☐ 不審者侵入時の対応、外出先で不審者に遭遇した際の対応、事件及び不審者情報があつた際の対応等が、職員に周知されていない。	A B A B A	
1 3 保護者、地域社会、関係機関との連携			
(1) 常に保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について理解及び協力を得るよう努めているか。	☐ 保育の内容について保護者から理解及び協力を得るよう努めていない。 ☐ 保護者との連絡の機会を設けていない。 ☐ 保護者の要望に応じた面談の実施及び要望受付が可能であることの周知を行っていない。	A B B	・基準条例第 5 条、第 6 条、第 2 6 条 ・保育所保育指針第 1 章、第 3 章
(2) 地域社会との交流及び連携を図り、事業の運営の内容を適切に説明し、理解を得るよう努めているか。	☐ 地域社会との交流及び連携を図っておらず、保育の実施について地域社会から理解を得るよう努めていない。	B	
(3) 保育が適正かつ確実に行われ、事業所における保育終了後も必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育内容の支援、代替保育及び卒園児の受入れについて連携協力を行う施設（以下「連携施設」という。）を適切に確保しているか。	☐ 正当な理由なく連携施設の確保に努めていない。 ☐ 連携協力を活用し、保育が適正かつ確実に行われ、事業所における保育終了後の受入先が確保されるよう努めていない。	B B	
(4) 虐待の早期発見に努め、発見時に早急かつ適切に対応できる体制を整備しているか。	☐ 虐待の兆候及び発見方法について職員に周知していない。 ☐ 虐待が疑われる場合に、市、嘱託医、児童相談所等に相談・通告していない。	A A	

令和 7 年度家庭的保育事業等指導監査基準			
観 点	判断基準	評 価 区 分	関係法令等
1 4 食事の提供			
(1) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、その評価及び改善に努めているか。	☐ 食育計画を作成していない。	A	・基準条例第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 6 条 ・保育所保育指針第 2 章、第 3 章 ・家庭的保育認可基準第 7 条、第 1 0 条 ・小規模保育認可基準第 7 条、第 1 3 条 ・児企第 1 6 号 ・調理マニュアル ・アレルギー対応手引き ・関税暫定措置法施行令 ・食事提供ガイドライン ・食育に関する指針
(2) 食事の提供が、家庭的保育事業者等内で調理する方法により行われている、又は、基準条例に定める搬入施設において調理し事業所に搬入する方法により行われているか。	☐ 食育計画の内容が不十分又は不適切である。 ☐ 調理及び搬入の方法が不適切である。 ☐ 調理及び搬入の方法が一部不適切である。 ☐ 食事を搬入する場合に、事業所において必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていない。	B	
(3) 調理又は食事の提供に用いる設備並びに食材の衛生管理及び調理等は、調理マニュアルを参考に、食中毒等の発生防止に配慮して行われているか。	☐ 調理又は食事の提供に用いる設備、食器等の衛生管理の方法が、調理マニュアルの内容から著しく逸脱している。 ☐ 前日に調理した食事を提供している。 ☐ 食材の衛生管理及び調理の方法が、調理マニュアルの内容から著しく逸脱している。 ☐ 害虫等の生息調査及び駆除を定期的の実施し、記録していない。	A	
(4) 子どもの健全な発達に必要な栄養量が確保されるよう、あらかじめ献立を作成し、保護者に対して情報提供しているか。	☐ あらかじめ献立を作成していない。 ☐ 献立の内容が不十分又は不適切である。 ☐ 献立の内容を保護者に対して適切に周知していない。	B	
(5) 食物アレルギーのある子どもに対し、アレルギー対応手引きを参考に、保護者及び医療機関等と連携し、適切に対応しているか。	☐ 食物アレルギーのある子どもへの対応方法が、アレルギー対応手引きの内容から著しく逸脱している。 ☐ 食物アレルギーのある子どもへの対応方法が、アレルギー対応手引	A	
(6) 食中毒等の発生及びまん延防止のため、子どもに飲食物（お茶、ミルク、おやつ等を含む。）を提供する際は、必ず、事前に検食を実施し、食中毒等発生後の検査用保存食の保存については、調理マニュアルを参考に、適切に実施されているか。	☐ 飲食物の提供に当たって検食を行っていない。 ☐ 検食の実施について記録していない。 ☐ 検査用保存食の保存を適切に行っていない。 ☐ 検食及び記録並びに検査用保存食の保存の方法が不適切である。	B	
(7) 調理員及び調乳を行う職員並びに家庭的保育者が、月に 1 回以上検便を実施しているか。	☐ 調理員及び調乳を行う職員並びに家庭的保育者が、検便を実施していない。 ☐ 調理及び調乳を行う職員並びに家庭的保育者の検便が、月に 1 回以上実施されていない。	A	
		B	